

資料 1

令和 2 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 7 1 号関係

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 7 2 号関係

壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

議案第 7 3 号関係

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第 7 4 号関係

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第 7 5 号関係

壱岐市堆肥センター条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0

議案第 7 6 号関係

壱岐市火災予防条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(感染症防疫作業等従事手当の特例)</u></p> <p><u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円）とする。</u></p>	

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>第1条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の</u></p>	

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

第23条の2から第27条まで (略)

附 則

者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

第23条の2から第27条まで (略)

附 則

1～6 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

以下 (略)

1～6 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

以下 (略)

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第41条まで (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第41条まで (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（<u>同項第2号に該当する場合に限る。</u>）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p>	

(1)・(2) (略) 6～9 (略) 以下 (略)	(1)・(2) (略) 6～9 (略) 以下 (略)	
--------------------------------------	--------------------------------------	--

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第7条から第36条まで (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第5条まで (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。</p> <p>5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第7条から第36条まで (略)</p>	

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

第38条から第48条まで (略)

附 則

第1条から第5条まで (略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「厚労省令」という。)第29条第2項各号又は同令第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、同令第29条第2項又は同令第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

第38条から第48条まで (略)

附 則

第1条から第5条まで (略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、厚労省令第29条第2項又は同令第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、厚労省令第29条第2項又は同令第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、厚労省令第29条第3項若しくは同令第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の厚労省令第29条第2項又は同令第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

壱岐市堆肥センター条例 新旧対照表

現行		改正案		備考
本則及び附則 (略)		本則及び附則 (略)		
別表 (第6条関係)		別表 (第6条関係)		
区分	金額	区分	金額	
堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>520円</u> ただし、最低利用料金として520円 1トン当たり (持込) 200円 ただし、最低利用料金として200円	堆肥センター使用料	1トン当たり (収集・散布) <u>630円</u> ただし、最低利用料金として630円 1トン当たり (持込) 200円 ただし、最低利用料金として200円	
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	

壱岐市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第8条の2まで (略) (燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ハ、ワ及びカを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条から第11条まで (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第8条の2まで (略) (燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第11号</u>において同じ)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(イを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ハ、ワ及びカを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条から第11条まで (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号</u>において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- イ (略)
 - ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

第12条から第43条まで (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 異常な高温とならないこと。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

第12条から第43条まで (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 水素ガスを充てんする気球

以下 (略)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

以下 (略)

令和2年度12月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正予算主要事業一覧	2～7
3. 繰越明許費	8～9



吉 岐 市

令和2年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		28,443,000	△ 23,000	28,420,000	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,831,949	562	3,832,511
		診療施設勘定	50,719		50,719
		計	3,882,668	562	3,883,230
	後期高齢者医療事業特別会計		352,861		352,861
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,745,126	8,861	3,753,987
		介護サービス事業勘定	45,378		45,378
		計	3,790,504	8,861	3,799,365
	下水道事業特別会計		329,917		329,917
	三島航路事業特別会計		120,889		120,889
	農業機械銀行特別会計		97,004		97,004
合 計		8,573,843	9,423	8,583,266	
一般会計、特別会計の合計		37,016,843	△ 13,577	37,003,266	

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	12月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	834,969		834,969
	収益的支出	802,154	2,641	804,795
	資本的収入	267,810	△1,000	266,810
	資本的支出	348,332	△1,100	347,232

令和2年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
2	総務費	1 総務管理費	9 交通安全対策費	高齢者先進安全自動車購入費補助金	480	3,500	3,980	0	0	0	0
2	総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	滞在型観光促進事業	20,000	△ 20,000	0	0	△ 11,000	0	0
								地域社会維持推進交付金			
2	総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	しまづくり事業	7,000	△ 3,000	4,000	0	△ 1,650	0	0
								地域社会維持推進交付金			
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（観光課）	34,750	△ 2,425	32,325	△ 2,425	0	0	0
							新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金				
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（観光課）	40,000	△ 8,613	31,387	△ 8,613	0	0	0
							新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金				
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（商工振興課）	3,100	△ 645	2,455	0	0	0	0

【各岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
3,500		<p>■高齢者先進安全自動車購入費補助金</p> <p>・「各岐市サポカー補助金」(新車・中古車)の追加補助を行う。</p> <p>対象者：令和2年度中に満65歳以上となる方及び、その雇用事業者。(国の補助金交付決定を受けた者)</p> <p>補助額：国の補助額の1/2</p> <p>新車(普通車) 50千円又は30千円</p> <p>新車(軽自動車) 35千円又は15千円</p> <p>中古車20千円又は10千円</p>	4	5	各岐市高齢者先進安全自動車購入費補助金交付要綱	高齢運転者による交通事故が多発している中、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入を促し、ひいては高齢運転者による交通事故を減少させる。	危機管理課	20～21
△ 9,000		<p>■滞在型観光促進事業</p> <p>・市事業である特定有人国境離島における滞在型観光に向けた仕組みづくりや情報発信事業</p> <p>補助率 国：55%、市：45%</p> <p>・新型コロナウイルスの影響に伴い、事業を中止したことによる減</p>	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、各岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要である。	観光課	20～21
△ 1,350		<p>■しまづくり事業補助金</p> <p>・体験事業者等において、地域の特徴等を活かした滞在型観光に繋がる体験や仕組みづくりに対する取り組みを支援する補助金</p> <p>補助率 国：55%、市45%</p> <p>・新型コロナウイルスの影響に伴い、事業を中止したことによる減</p>	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、各岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要である。	観光課	20～21
0		<p>■観光基盤維持緊急支援事業補助金</p> <p>・島民限定宿泊キャンペーン</p> <p>・島民限定バスツアーキャンペーン</p> <p>・実績による減</p>	1	5	—	全国的な「新型コロナウイルス感染症」の影響により、人の動きが制限され、本市の主要産業である観光産業は過去に例を見ない危機的状況にまで陥っており、特に宿泊事業者及び観光バス事業者(屋食受入施設等含む)においては甚大な影響が出ている。このため、宿泊施設及び観光バス等の市民利用を助長する支援を緊急的に行い、観光インフラを維持継続させることを目的とする。	観光課	20～21
0		<p>■観光需要喚起対策事業補助金</p> <p>・プレミアム付き宿泊券ほか</p> <p>・実績による減</p>	1	5	—	新型コロナウイルスの影響により観光産業は過去に例を見ない危機的状況にまで陥っている。このため、終息期に速やかに即効性のある誘客事業を実施する。	観光課	20～21
△ 645		<p>■ふるさと応援小包発送事業補助金</p> <p>・実績による減</p>	1	3	—	各岐市出身で島外に在住し帰省を自粛した学生に対し、各岐のふるさとの味を届けることで学生生活を応援する。	商工振興課	20～21

令和2年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（商工振興課）	40,000	△ 9,950	30,050	△ 9,950	0	0	0
							新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（水産課）	55,000	41,250	96,250	30,000	0	0	0
							新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			
2	総務費	1 総務管理費	14 新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策事業（健康増進課）	0	352	352	0	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	0	1,161	1,161	504	0	0	0
							障害者総合支援事業費補助金			
4	衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	1,006	1,218	2,224	1,217	0	0	0
							新型コロナウイルスワクチン接種体制確保整備事業費補助金			
5	農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	0	772	772	0	593	0	0
							チャレンジ園芸1000億推進事業補助金			

【各岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
0		<p>■各岐市新しい生活様式対応加速化支援金</p> <p>・実績による減</p>	1	3	—	店舗等において消費者と接触が多い事業者を対象に、事業の継続に向けた活動を加速化していくことを目的に新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みに対し、支援を行う。	商工振興課	20～21
11,250		<p>■漁業経営緊急支援対策事業補助金</p> <p>・漁業者（正組員）に対し、水揚げする際の販売手数料の5%の補助を魚価の低迷が続いているため、3月末まで継続する。</p> <p>①現予算額 55,000千円 ②5～10月実績見込額 41,536千円 ③過去3年間（11～3月）の平均漁獲高 1,094,275千円 ④過去3年間（11～3月）の平均漁獲高に対する補助額（③×5%）54,714千円</p> <p>・今回補正額（①－②－④）41,250千円</p>	1	2	—	新型コロナウイルスの影響により、観光産業・飲食業等の需要が大幅に低下したことで魚介類の需要も低下し、魚価の値崩れが発生しているため漁業者の収入が大きく減少しており、出漁を控える漁業者が多数いる。このままでは漁業者の経営維持はもちろんのこと、漁協経営にも大きく影響することとなり、本市水産業の維持が困難になることが予想される。このため、漁業者に対して水揚げする際の販売手数料の支援をすることにより、漁業者の出漁を推進し、市内漁協への水揚げの増加に繋げ、本市水産業の維持・存続させることを目的とする。	水産課	20～21
352	新規	<p>■新型コロナウイルス感染症対策備品購入費補助金</p> <p>・医療体制整備のため、検体採取ボックスを作成する医療機関への助成</p> <p>補助額：22千円（上限） 対象：市内医療機関16施設</p>	3	2	新型コロナ ウイルス 感染症 対策備品 等購入費 補助金交 付要綱	インフルエンザ流行期となり、新型コロナウイルス感染症との鑑別診断を行うため、医療従事者が安全に検体採取ができる検体採取ボックス作成に対して助成を行う。そのことにより、検査体制の整備を行い、地域の医療体制を維持する。	健康増進課	20～21
657	新規	<p>■障害者自立支援給付審査支払等システム改修</p> <p>・3年に1度の障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システム改修</p>	3	5	障害者総 合支援法	令和3年4月以降の自立支援給付費の支給決定等に対応することを目的とする。	市民福祉課	22～23
1		<p>■新型コロナウイルスワクチン接種に伴うシステム改修業務</p> <p>・新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合、速やかに予防接種が実施できるよう、予防接種システムの改修を行う。</p>	3	2	—	新型コロナウイルス感染症については、その発生以来、多くの患者が生じ、健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、住民全体が感染防止対策の徹底を求められるなど、住民生活に大きな影響を与えている。こうした中で、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に予防接種を開始することができるよう、直ちに必要な準備に着手する。	健康増進課	26～27
179		<p>■チャレンジ園芸1000億推進事業</p> <p>・各岐地区アスパラリノベーション組合（41.8a） 事業費1,781千円×（県1/3+市1/10）≒772千円</p>	1	1	チャレン ジ園芸1 000億 推進事業 実施要綱	農業者の収益向上を目的とした、単収向上・省力化、コスト削減を図るためのハウスのリノベーションに取り組む農業者を支援する。	農林課	28～29

令和2年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
5	農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	強い農業・担い手づ くり総合支援交付金 事業	0	92,800	92,800	0	69,600	0	0
								強い農 業・担い 手づくり 総合支援 交付金			
5	農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	緊急自然災害防止対 策事業	0	4,000	4,000	0	0	4,000	0
									緊急自然 災害防止 対策事業 債		
5	農林水 産業費	3 水産業 費	2 水産業 振興費	水産業振興総合対策 事業費	0	4,214	4,214	0	2,106	0	0
								養殖施設 等の災害 等対策支 援事業費 補助金			
5	農林水 産業費	3 水産業 費	4 漁港漁 場整備 費	漁港施設災害復旧事 業（需用費／委託料 ／工事請負費）	19,535	84,152	103,687	72,000	0	18,000	0
								漁港施設 災害復旧 事業費補 助金		補助災害 復旧事業 債	
7	土木費	2 道路橋 りょう 費	3 道路橋 りょう 新設改 良費	道路改良費（起債） （委託料／工事請負 費／公有財産購入費 ／補償、補填及び賠 償金）	245,400	△ 62,400	183,000	0	0	0	0

【各岐市総合計画における基本目標】

1. 希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる
2. 結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう
3. 地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる
4. 自然・歴史文化が融和した持続可能な社会基盤が整っている
5. 各岐への新しい人の流れをつくる
6. 協働のまちづくりのもとで効率的で質の高い行政運営が行われている

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 目標	政策				
23,200	新規	■農業用ハウス・畜舎等の復旧対策支援事業 ・農業用ハウス 99件 196,000千円×(県3/10+市1/10) =78,400千円 ・畜舎・施設等 50件 36,000千円×(県3/10+市1/10) =14,400千円	1	1	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱	新型コロナウイルス感染防止により経済活動が停滞する中、令和2年台風第9号、10号により被災した農産物の生産・加工に必要な施設の再建・修繕、農業用機械の再取得・修繕を支援する。	農林課	28～29
0	新規	■緊急自然災害防止対策事業 ・各岐市が管理する箱崎干拓地区水利施設区域内において、用悪水路内の堆積土砂等を除去し、施設の機能回復を行なう。	1	1	緊急自然災害防止対策事業債	近年の度重なる豪雨等により、上流域や周辺農地等から土砂、砂礫等が多量に流入し、堆積土砂等で水路の断面阻害している。早急に除去を行わなければ、今後の豪雨により更なる被害が発生する可能性が高いため、それら堆積土砂等を緊急に除去し、機能回復を図る必要がある。	農林課	30～31
2,108	新規	■養殖施設等の災害等対策支援事業補助金 ・代替魚購入支援 事業費 4,112,880円 ・養殖施設等の支援 事業費 2,207,000円 補助率 県：1/3、市：1/3	1	2	養殖施設等の災害等対策支援事業費補助金等実施要綱	台風などの自然災害等により大規模な養殖被害を受けた地域の養殖業の早期再建を図るため、養殖事業を営む漁業者、漁業協同組合に対して支援する。	水産課	32～33
△ 5,848		■災害復旧工事調査・測量・設計業務 ・初山漁港（初瀬地区）B防波堤の潜水調査・測量の結果、被害が小さく防波堤の機能は維持されており、公共災害の申請はしないため、災害復旧工事設計業務を取りやめる。 ■久喜漁港西防波堤災害復旧工事 補助率 国：80%	1	2	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	台風10号の影響により施設が被災したため、被災した施設の復旧工事を行う。	水産課	32～33
△ 62,400		■道路改良事業（起債） ・2級市道谷江本線道路改良事業休止に伴う減額補正 ・1級市道住吉船橋線における圃場整備事業との工事区間及び工事時期の調整に伴う減額補正 2級市道半城里線他7線（山崎線）舗装補修事業（L=200m） 1級市道中山干拓中央線道路改良事業（L=365m） 1級市道住吉船橋線道路改良事業（L=100m） 1級市道本村神里線道路改良事業（L=150m） 1級市道山崎線道路改良事業（L=200m） 1級市道深江筒城線道路改良事業（L=200m） 1級市道新城諸津線道路改良事業（L=100m） 1級市道商高国分線道路改良事業（L=400m）	4	4	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を図る。	建設課	34～35

■一般会計・繰越明許費（詳細）

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	沓岐葬斎場外構工事	64,233
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港災害復旧事業	64,000
5 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	20,400
7 土木費	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	24,000
7 土木費	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	215,700
			28,300
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年 災）	98,900
		農地及び農業用施設災害復旧事業費（過 年災）	73,594
合 計			589,127

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
R3.8.31	沓岐葬斎場解体工事設計遅延により、解体工事完了が遅れることとなり、解体工事後に行う外構工事の年度内完成ができないため。
R3.7.31	久喜漁港は、台風10号による波の衝撃により被災し、11月下旬に査定を受け、その後申請を経て発注を行うこととなり、標準工期の確保が困難となったため。
R3.7.31	箱崎前浦漁港（諸津地区）は、上部工及び臨港道路の沈下が進行しており、原因は、矢板未設置による空洞化であった。矢板設置を検討するため、地質調査を実施したところ、矢板背面の大部分の占める粘性土のN値が0～1であったため、エプロンの支持力が不足することが判明した。このことにより、工法等の検討に時間を要し、工事発注が遅れるため。
R3.5.31	勝本浦地区を対象とした街なみ環境修景整備事業であり、本年も地元へ修景整備の募集を行った結果、2件の申請があった。しかし、申請者2件の設計業者より本年7月下旬に廃業の事前協議があり8月末に廃業届が提出された。そのことから申請対象者2件の設計業者を早急に選定する必要があり、建築予定業者及び前設計業者との協議を重ねた結果、10月末に設計業者が決まったが、その間不測の日数を要し、工事着工が遅れることから年度内完成が見込めないため。
R4.2.28	古城団地改修工事 経年劣化による雨漏り対策として屋上防水を改修する必要が生じ、その設計業務を追加して行う。 また、改修工事に先立ち入居者の移転が必要となり、仮住まい先の確保に不測の日数を要したため。
R3.4.30	安泊団地改修工事 入札不調により再入札となり、不測の日数を要したため。
R3.9.30	令和2年10月下旬の査定決定を受けた農地23地区及び農業用施設12地区について実施設計をし発注準備を行っていたが、営農状況等の調整により、不測の日数を要したため。
R3.9.30	令和元年度に査定決定を受けた農地保全施設災害（平人地区）において、追加の調査ポーリング、動態観測等を実施し、その解析結果に基づき、令和2年11月上旬に国の設計変更協議申請を行う必要が生じるなど、不測の日数を要したため。